

「2010年への道」(Road to 2010)で述べられている個別の政策(主要なもののみ)

1. 原子力平和利用

- 原子力平和利用の推進は、原子力安全、セキュリティ、保障措置に関する、確立された国際基準の枠組みの下で実施されるべき
- 経済性に優れ、核拡散抵抗性が高く、環境への負荷が少ない原子力技術の開発を目的として、英国において原子力の研究開発拠点(Center of Excellence)を設立
 - ✓ 特に核拡散抵抗性が高い技術の開発が重要(核拡散抵抗性に関して、必要レベルの保証を与えるに足るまでの技術水準には達成していないとの認識)
 - ✓ 学界、産業界、政府、国際パートナーと連携
 - ✓ 将来的には兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の検証メカニズムの開発にも活用
 - ✓ 政府の主任科学補佐官を議長とし、技術戦略委員会メンバーを含むグループが監督
 - ✓ 当初の5年間で£20Mの予算規模
- 2009年9月のIAEA理事会で燃料供給保証に関する提案の詳細を発表
- 他の国への模範を示すために、英国におけるプルトニウム在庫の取扱いに関する計画を策定
 - ✓ MOX燃料として再使用、ガラス固化の2つのオプションが検討されている。
 - ✓ 今年の夏に以下の2つの文書を策定
 - 今後のオプションを検討するにあたっての要因をリストアップした文書(既に策定済み)
 - プルトニウムの取扱いを決定するにあたってのプロセスとスケジュールを規定した文書

2. 核セキュリティ

- 英国自身の改正核物質防護条約の批准に関する動議を既に議会に提出するとともに、他の国に対して批准を説得
- 核テロ防止条約を今後、批准
- 既に実施されている地球的脅威削減プログラム(Global Threat Reduction

Programme)に従って、他の国の核セキュリティ向上を支援

- IAEA の核物質防護基準である INFCIRC225 のアップデート版の策定に積極的に貢献
- 英国が核兵器機関(Atomic Weapon Establishment)において有する、世界に冠たる核鑑識の探知能力を維持するとともに、予算を£3M増額

3. 核軍縮、核不拡散

- 核軍縮、核不拡散措置を3つのフェーズに分類して規定
- 第1フェーズ「透明性及び管理」(核兵器能力の拡大の防止、更なる拡散の防止、既存の核兵器及び将来計画の透明性の向上のフェーズ)で求められる措置
 - ✓ 核兵器の保有量及び態勢に関する透明性の向上(情報公開のテンプレートの合意を含む。)
 - ✓ 北朝鮮、イランといった懸念国への対応
 - ✓ 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効
 - ✓ 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の発効、当面の措置としての兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム
 - ✓ 拡散に対する安全保障構想(PSI)の制度化(専門家グループの提言の支持)
 - ✓ 拡散を防止するための金融手段を活用
(英国は2008年の拡散対抗法により、財務省に金融上の防護措置をとることができる権能を付与)
 - ✓ 国連安保理決議1540の履行
 - ✓ 追加議定書(AP)の普遍化
 - ✓ NSGガイドラインの機微技術管理の強化
(今年中に進展させるために、英国は臨時のNSG協議グループの開催を支持)
 - ✓ AP批准の供給条件化
 - ✓ 信頼醸成措置に関するP5の国際会議
 - 2009年9月3-4日、核軍縮のための信頼醸成措置に関する議論を目的として、NPT上の核兵器国による会議をホスト
 - NPT2010年運用検討会議に向けた、核兵器国による軍縮のコミットメントのデモンストレーションの場として有効
- 第2フェーズ「軍縮」(検証可能な軍縮を実現するための課題やメカニズムの同定のフェーズ)
 - ✓ 米露による核軍縮(米露両国による最近の合意を歓迎)

- ✓ 英国自身の最小限の核抑止力の維持
 - ✓ 英国自身の軍縮に関し、不可逆性にコミット
 - ✓ NATO による核ドクトリンや核能力の見直し
- 第 3 フェーズ「ゼロへのステップ」(核兵器の廃絶のためのセキュリティ条件の確立、技術的、政治的課題の解決フェーズ)
- ✓ 中国、インド、パキスタンによる軍縮
 - ✓ 中東における非大量破壊兵器地帯の確立
 - ✓ 検証体制の確立
 - ✓ 英国は約 10 年前に軍縮の検証に関する技術の研究開発プログラムを開始
 - ✓ 核兵器機関(Atomic Weapon Establishment)において、原子力サイトへの管理されたアクセス、機微な技術を開示することなしに検証を可能とする手段の確立、核弾頭の構成品を追跡する技術の確立、監視メカニズムの確立に関する研究を実施
4. 国際ガバナンス
- IAEA の効率化、強化
- ✓ IAEA の機構改革に関し、IAEA の天野新事務局長やその他の国と協働
 - ✓ IAEA の将来の資金、人材要件を討議するためにジュネーブグループ（主要ドナー国）の代表者による会合をホスト
 - ✓ 将来、IAEA に対し、いかなる追加的な査察の権限を与えるべきかに関する国際的議論の開始
 - ✓ 新事務局長に対し、次世代の保障措置に関し、いかなる追加的権限が必要かについて提案することを求める。
 - ✓ 保障措置上の義務の不遵守(non-compliance)に関する共通理解の達成
 - ✓ 核セキュリティ分野の機能強化
(核セキュリティの基準が満たされているか否かの検証)
- 国連等、他の国際機関との協働
- ✓ 不拡散義務の不遵守の場合の取扱いを定めた国連安保理決議の採択